

様式 1 公表されるべき事項

大学共同利用機関法人人間文化研究機構の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当については、人間文化研究機構役員給与規程により、その者の業務実績に応じこれを増額し、または減額することができるとしているが、平成17年度においては、平成16年度の評価結果を基に検討の結果、業績に反映するほどの特に顕著な業績や失態がなかったため、業務実績に基づく役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・平成17年12月から本給月額を1,146,000円から1,142,000円に引き下げ。
- ・平成17年12月期の期末特別手当の支給割合を0.025月分引き上げ。

理事

- ・平成17年12月から本給月額を843,000円から840,000円に引き下げ。
- ・平成17年12月期の期末特別手当の支給割合を0.025月分引き上げ。

理事(非常勤)

- ・平成17年12月から本給月額を396,000円から395,000円に引き下げ。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

- ・平成17年12月から本給月額を111,000円から110,000円に引き下げ。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 22,301	千円 13,736	千円 6,063	千円 1,648 (調整手当) 854 (通勤手当)		
理事 (2人)	千円 32,291	千円 20,208	千円 8,919	千円 2,425 (調整手当) 247 (通勤手当) 492 (単身赴任手当)	4月1日1名	3月31日1名
理事 (非常勤) (2人)	千円 9,496	千円 9,496	千円 0	千円 0 ()		3月31日1名
監事 (0人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 2,656	千円 2,656	千円 0	千円 0 ()		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

注:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

・業務運営の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに
・図りつつ、適正な人件費の管理に努める。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

・職員の給与水準については、国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)により準用される独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)及び職員の給与と改定に関する政府方針(閣議決定)に基づき、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準となるよう決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

・勤務成績により勤勉手当の増減を行うほか、特別昇給を実施する。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	国家公務員給与法適用職員に準じ、基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。
本給月額 (昇格)	国家公務員給与法適用職員に準じ、勤務成績が良好で、かつ昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
本給月額 (特別昇給)	国家公務員給与法適用職員に準じ、勤務成績が特に良好である場合には、昇給期間を短縮し、若しくは上位の号給に昇給させ、またはそのいずれも併せ行うことができる。
本給月額 (昇給)	国家公務員給与法適用職員に準じ、一定期間を良好な成績で勤務したときは、1号給上位の号給に昇給させることができる。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- ・平成17年12月から本給月額を0.3%引き下げ
- ・平成17年12月期の勤勉手当の支給割合を0.025月分引き上げ
- ・平成17年12月から配偶者に係る扶養手当を13,500円から13,000円に引き下げ

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 342	歳 46.7	千円 8,354	千円 6,054	千円 194	千円 2,300
事務・技術	人 150	歳 43.1	千円 6,568	千円 4,820	千円 186	千円 1,748
教育職種 (大学教員)	人 190	歳 49.2	千円 9,664	千円 6,956	千円 201	千円 2,708
指定職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 55	歳 34.7	千円 3,320	千円 2,501	千円 165	千円 819
事務・技術	人 53	歳 34.8	千円 3,245	千円 2,444	千円 160	千円 801
教育職種 (大学教員)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

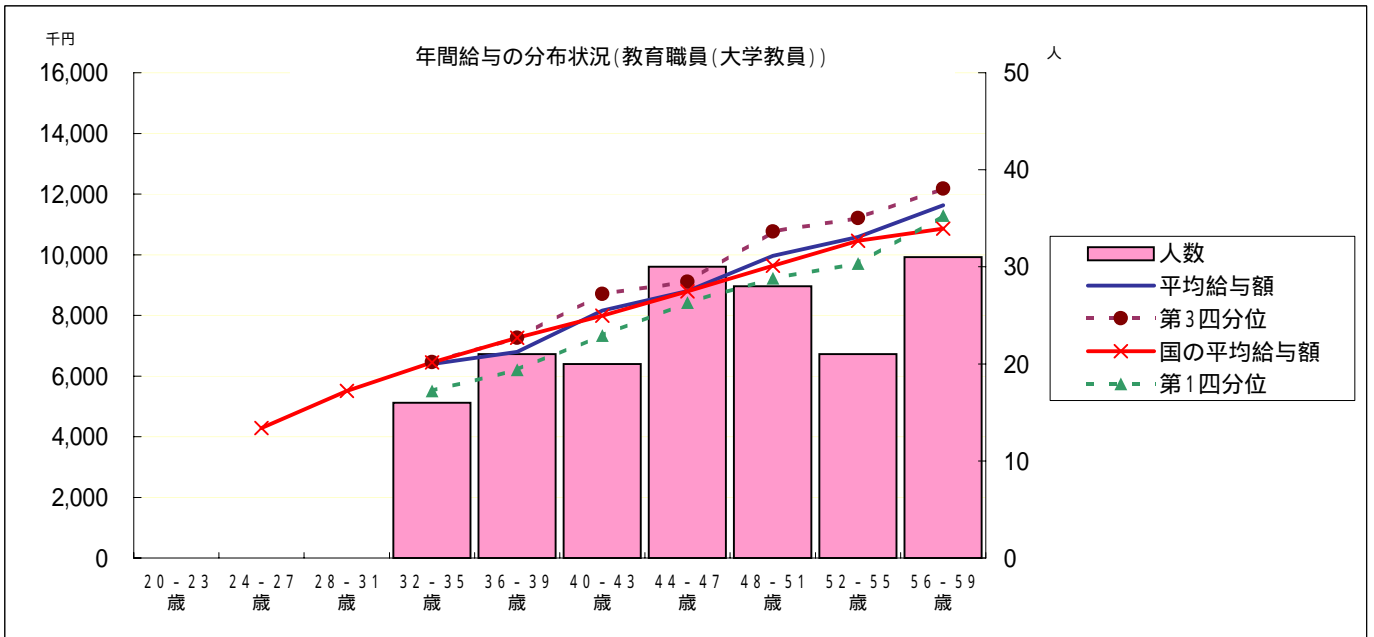
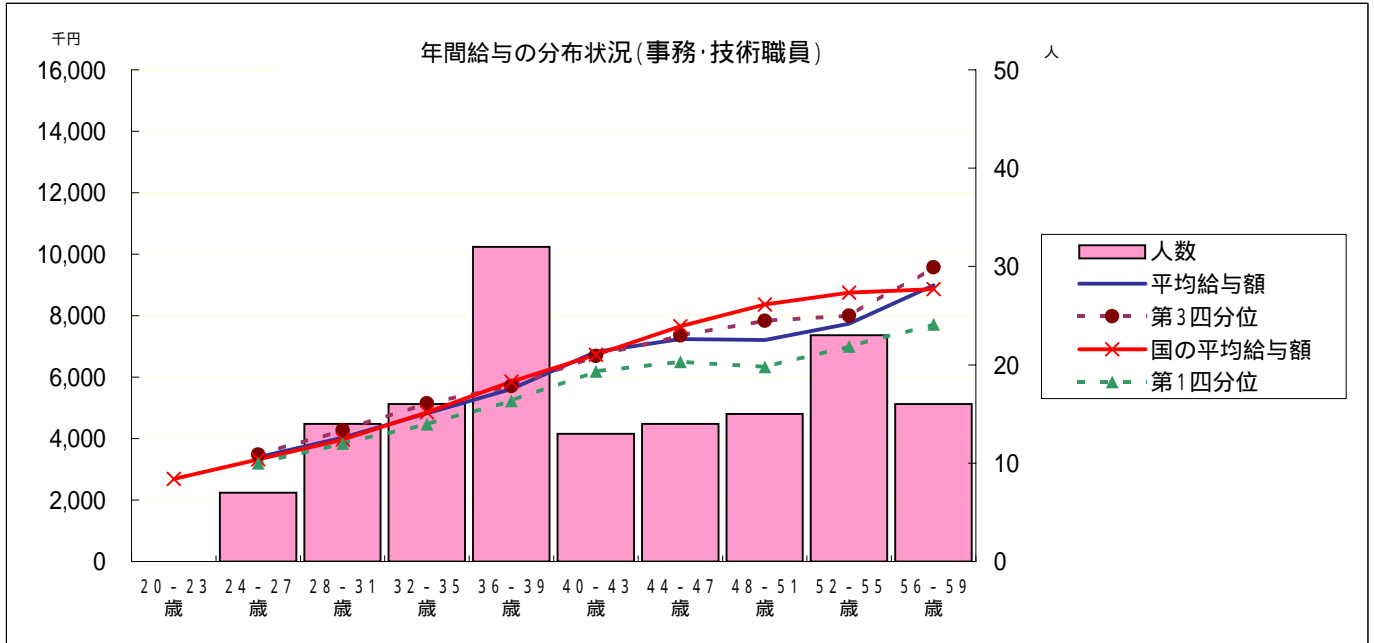
注:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注:常勤職員の指定職種、非常勤職員の教育職種(大学教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員及び非常勤職員の医療職種については、該当者がいないため省略した。

注:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため省略した。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
局長	1	58.5	-		-
課長	22	51.7	9,135	9,314	9,571
課長補佐	17	53.1	7,518	7,483	7,931
係長	53	45.1	5,888	6,442	6,958
主任	19	40.0	5,233	5,565	5,662
係員	38	32.2	3,675	4,353	4,864

注:局長の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	80	56.9	10,856	11,490	12,005
助教授	77	46.0	8,275	8,715	9,289
助手	33	37.9	5,870	6,296	6,606

職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	150 ()	9 (6.0%)	30 (20.0%)	67 (44.7%)	16 (10.7%)	8 (5.3%)
年齢(最高 ~最低)		28~24	39~28	57~33	58~45	57~38
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 2,913~2,295	千円 4,001~2,646	千円 5,459~3,714	千円 5,796~4,383	千円 6,461~5,493
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 3,868~3,161	千円 5,348~3,577	千円 7,486~5,090	千円 8,004~6,171	千円 8,739~7,720

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長	管理部長	事務局長 管理部長		
人員 (割合)	17 (11.3%)	1 (0.7%)	2 (1.3%)	該当者なし ()	該当者なし ()
年齢(最高 ~最低)	59~43				
所定内給 与年額(最高 ~最低)	千円 7,200~6,331	千円	千円	千円	千円
年間給与 額(最高 ~最低)	千円 9,767~8,674	千円	千円	千円	千円

注:7級及び8級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

注:9級及び10級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究員	助手	講師	助教授	教授	
人員 (割合)	190 ()	該当者なし ()	33 (17.4%)	該当者なし ()	77 (40.5%)	80 (42.1%)	該当者なし ()
年齢(最高 ~最低)			49~32		61~32	63~46	
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円	千円 5,462~3,703	千円	千円 7,428~4,964	千円 9,767~6,529	千円
年間給与 額(最高 ~最低)			千円 7,389~5,123	千円	千円 10,257~6,961	千円 14,147~9,136	千円

注:6級の標準的な職務の内容並びに資格基準については、機構長が別に定める。

賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.9	% 68.1	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.1	% 31.9	% 32.9
	最高～最低	% 42.4～31.8	% 42.9～29.7	% 42.7～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 68.4	% 67.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 31.6	% 32.6
	最高～最低	% 40.4～30.9	% 37.9～26.6	% 35.8～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.5	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 32.5	% 33.5
	最高～最低	% 46.3～32.0	% 46.3～29.9	% 46.3～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.7	% 68.9	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.3	% 31.1	% 32.2
	最高～最低	% 36.4～31.4	% 34.0～29.4	% 34.7～30.3

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

95.1
109.0

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))
対他の国立大学法人等

101.9
100.7

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし。

総人件費について

区 分	当年度 (平成17年度)	前年度 (平成16年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,635,338	千円 3,675,821	千円 (%) 40,483 (1.1)	千円 (%) 40,483 (1.1)
退職手当支給額 (B)	千円 223,147	千円 264,862	千円 (%) 41,715 (15.7)	千円 (%) 41,715 (15.7)
非常勤役員等給与 (C)	千円 1,202,975	千円 1,129,640	千円 (%) 73,335 (6.5)	千円 (%) 73,335 (6.5)
福利厚生費 (D)	千円 540,606	千円 524,724	千円 (%) 15,882 (3.0)	千円 (%) 15,882 (3.0)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 5,602,066	千円 5,595,047	千円 (%) 7,019 (0.1)	千円 (%) 7,019 (0.1)

注:「非常勤役員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額(A)」が比較 減(40,482千円)となった理由
 - ・空席の常勤理事等任に伴う増額及び平成16年度末定年退職者並びに平成17年度中の中途退職者の後任補充の抑制に努めたことが主な要因としてあげられる。
- 「最広義人件費(A + B + C + D)」が比較増(7,021千円)となった理由
 - ・事務組織及び研究支援体制の強化のため、非常勤職員数が増加していること及びそれに伴い福利厚生費が増加していることが主な要因としてあげられる。
- 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

 - ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
 - 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る目標を中期計画に掲げた。目標の達成に資するため、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準となるよう人事院勧告に概ね準拠した給与改定を実施した。
- その他参考となる事項
 - ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は3,635,338千円、「人件費予算相当額」は3,728,893千円である。

法人が必要と認める事項

特になし。